【記入例　報告書上半分】

別紙様式第1号

令和　8　年度概算負担金（〔 普通 〕負担金）報告書

充当額がある場合は、B欄に記入。
（A－B）　が納付額となる

下の算定基礎のF（概算負担金算定額）を記入

地方公共団体等名	○　○　市		
概算負担金算定額　A	942,994 円	※分割納付	第1期分　（5月15日まで） 円
過年度からの充当額　B	12,033 円		第2期分　（7月31日まで） 円
概算負担金納付額（A－B）	930,961 円（納付額）		第3期分　（11月30日まで） 円
納付の時期及び方法：納付年月日	令和　年　月　日		今回納付額 円
振込み：振込銀行名	銀行　支店	備考	
振込先銀行名	沖縄　銀行　県庁出張所　支店	報告書作成者の所属課、係名	○○課　○○係
振込み以外の送金方法		職、氏名	主事　沖縄　太郎
		電話番号	000-0000(内線)000　FAX　000-0000

担当者名、連絡先は必ず記入してください

地方公務員災害補償法施行規則第42条の規定に基づき、上記のとおり、令和 8 年度概算負担金（〔普通〕負担金）報告書を提出します。

報告年月日　令和　8　年　○　月　○　日

地方公共団体等名及び長名　○○市長　△△　△△

地方公務員災害補償基金　沖縄県　支部長　殿

（注）1　標題及び本文中の〔　　〕欄には、普通・特別の別を記入すること。

2　※印の欄は、概算負担金の分割納付を承認された地方公共団体等のみ記入すること。

3　年度途中（4月1日以外の日）に新設合併した場合で、合併関係団体にメリット制適用団体が含まれているときは、当該合併年度分については、新設団体の概算負担金をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別葉にして作成すること。（例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合は、C市（旧A市相当分）とC市（旧B市相当分）に分割し、それぞれ別葉とする。この場合、「地方公共団体等名」の欄には、C市（旧A市相当分）又はC市（旧B市相当分）と記入すること。

【記入例　報告書下半分】

前々年度決算に計上された数字（**令和６年度確定負担金報告書の数字）と一致**すること。円単位で記入。

① 給与の総額(C)×負担金割合(D)＝G(円未満切り捨て)

② G×理事長が定める率(E)＝概算負担金（円未満切り捨て）

算定基礎

区分	職員数	給与費総額 A	左のうち退職手当額 B	給与の総額 (A-B) C	負担金割合 D	理事長が定める率 E	概算負担金算定額 (C×D×E) F	備考
	人	円	円	円			円	
義務教育学校職員					1.00 / 1,000	1.038		
義務教育学校職員以外の教育職員	40	264,047,000	0	264,047,000	1.07 / 1,000	1.028	290,440	
警察職員					3.39 / 1000	1.030		
消防職員					2.45 / 1,000	1.037		
電気・ガス・水道事業職員	6	45,594,809	0	45,594,809	1.65 / 1,000	1.026	77,187	
運輸事業職員					1.95 / 1,000	1.039		
清掃事業職員					4.18 / 1,000	0.017		
船員					4.12 / 1,000	1.058		
その他の職員	130	512,257,689	0	512,257,689	1.08 / 1,000	1.040	575,367	
計	176	821,899,498	0	821,899,498			942,994	

この負担金算定額を報告書上半分の左上「概算負担金算定額 A」に記入する

（注）1　「義務教育学校職員」及び「警察職員」の欄は、市町村、一部事務組合等は該当がないこと。

2　「義務教育学校職員以外の教育職員」の欄には、教育委員会の事務職員、公立義務教育諸学校の用務員等が含まれること。

3　「職員数」、「給与費総額」、「左のうち退職手当額」及び「給与の総額」の欄には、前々年度の決算に計上されたものを記入すること。ただし、新設された地方公共団体等は、当該年度の予算に計上されたものを記入すること。

4　「給与費総額」の欄には、児童手当は含まれないこと。

5　「理事長が定める率」の欄には、理事長通知で定められた率を用いる[illegible]た率を用いることとされた地方公共団体等は、理事長が別に定めた率を用いること。また、新設された地方公共[illegible]

6　年度途中（4月1日以外の日）に新設合併した場合で、合併関係団体[illegible]記3ただし書きに関わらず、次のとおりとすること。

①　新設団体に係る数値をそれぞれの合併関係団体分に相当するものに分割し、それぞれ別葉にして作成すること。
（例えば、A市とB市が新設合併してC市となった場合は、C市（旧A市相当分）とC市（旧B市相当分）に分割し、それぞれ別葉とする。

②　「職員数」、「給与費総額」、「左のうち退職手当額」の欄には、合併した年度の予算に計上された職員数、給与費総額、退職手当額を合併関係団体の前々年度の決算に計上された給与の総額（C欄に記載されるべき金額）で按分した数値を記入すること。

③　「負担金割合」の欄には、当該合併年度における合併前の負担金割合を記入すること。

7　メリット制適用団体にあっては「負担金割合」をメリット負担金率に適宜修正の上、積算すること。

（注意！）負担金割合、理事長が定める率は、算定前に必ず職員の区分ごとの割合及び率を通知文で確認してください。